

不 用 物 品 売 払 公 告

花巻市長 小 原 勝



1 売払物件の概要

○A機器

物件番号	品 名	数 量 等	最低売却価格 (税抜)	備考
1	○A機器	別紙契約物品 明細書一式	17,669 円	・買取時に引き取る物品は、内訳一式 全てとする。 ・いずれも花巻市において不用となっ た機器であり、動作及び部品の品質に ついて保証しません。 ・物品の引渡時、引渡場所において広 報情報課担当者の立会いのもと記憶媒 体のオンサイト消磁処理及び物理破壊 を行うこと。 ・オンサイト消磁処理及び物理破壊証 明書を広報情報課に提出すること。

2 売払方法

一般競争入札により売払います。

3 売払条件等

別途定める「不用物品売払一般競争入札要領」等（以下「要領等」という。）によります。

4 入札参加資格

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者、法人等（個人、法人又は団体をいう。）及びその役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者）が花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条の暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有している者に該当しない者で、売買代金の支払能力のあるものとし、かつ、次の各号に該当しない者とします。

- （1）市町村民税（法人の場合は、法人市民税）、固定資産税に未納の税額がある者
- （2）期限までに市に入札参加申込書を提出していない者

5 入札参加申込受付期間及び申込方法等

- (1) 受付期間 令和8年9月10日(木)から令和8年9月28日(月)まで ※土日祝日を除く。
- (2) 申込方法 要領等で示す申込書類を窓口へ直接又は、郵送により提出してください。
- (3) 申込書類送付先 〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号 花巻市財務部契約管財課

6 入札物品の公開の日時及び場所

日 時 令和8年9月16日(水) 公開時間は下見希望者との打ち合わせにより決定します。
場 所 花巻市役所分室倉庫

※入札物品の下見をする場合は、必ず9月14日(月)午後2時までに契約管財課(0198-41-3520)までご連絡をお願いいたします。事前のご連絡がない場合、物品の下見についてご対応致しかねる場合があります。

7 入札

- (1) 入札書の郵送又は契約管財課窓口への持参により、下記提出期限までに入札をお願いします。
- (2) 入札書提出期限及び提出先
令和8年10月5日(月) 午後4時30分まで(必着)
〒025-8601 花巻市財務部契約管財課 公共施設管理係 行
- (3) 提出する書類
 - ・入札書(様式2) ※入札者が申込人の代理人である場合は、委任状(様式3)を含む。
 - ・くじ希望番号記入用紙(様式4)
- (4) 開札日時
開札は、令和8年10月6日(火) 午前10時から花巻市役所本庁舎契約管財課内で行います。
※立会いは、ご遠慮願います。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札会場において、提出された入札書を直ちに開札し、最低売却価格以上の最高金額の入札者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きの方法により決定します。
くじの方法は、くじ希望番号記入用紙(様式4)を用いたくじにより落札者を決定します。

9 入札保証金及び契約保証金

いずれも納付が必要です。詳細は、要領をご確認ください。

10 契約締結及び売買代金の支払方法

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額となります。
- (2) 落札者は、令和8年10月20日(火)までに契約を締結していただきます。契約締結期限までに契約を締結しないときは、売払決定を取消します。

11 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金と契約保証金を完納した時に落札者に移転します。
- (2) 落札物品の落札者への引渡し方法は現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切

行いません。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に売出人に対して協議を申し出ることができるものとし、売出人は協議に応じるものとします。

- (3) 落札物品の搬出は落札者の負担とし、令和8年11月30日(月)までに搬出してください。引渡しの際は、受領書(様式5)とオンサイト消磁処理及び物理破壊証明書を提出いただきます。

1.2 用途指定

- (1) 落札者は、本物件の再利用可能なディスプレイ以外の物品について、機器に内蔵される金属資源を売却する以外の目的のために販売することはできません。
- (2) 再利用可能なディスプレイを販売する場合は、花巻市を特定できる資産管理ラベルや表示を剥離又は除去してください。
- (3) 買い受けた本物件の販売に係る責任は、買受人が負うものとします。

1.3 その他

入札に参加しようとする方は、事前に要領等を十分確認し、内容を承知の上でお申込みください。なお、要領等の資料請求又は詳細についてのお問合せは下記までお願いします。

【問合せ先】

花巻市財務部契約管財課公共施設管理係 電話:0198-41-3520